

風しんの抗体検査

風しんの抗体保有率が低い年代の男性に対し、抗体検査・定期接種を行う「風しんの追加的対策」の実施期間が延長されました。

令和4年3月末時点で抗体検査を受けていない（医療機関等から町へ検査報告がない）対象者の方には、新たにクーポン券を送付いたします。クーポン券がお手元に届きましたら、同封の通知等をご確認ください。

○対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた五霞町在住の男性で、令和元年度～3年度の間風しんの抗体検査を受けていない方

※今回対象となる方には、新たにクーポン券を5月下旬頃に送付いたします。

また、クーポン券がお手元に届く前に勤務先の健康診断等が必要になる方は、健康福祉課窓口で発行できます。希望する場合は、事前に健康福祉課までお問い合わせください。

○検査・接種方法

クーポン券と、住所の分かる身分証等をお持ちのうえ、五

霞町で実施する健（検）診や勤務先で実施する健康診断、医療機関等を受診してください。

抗体検査の結果、十分な抗体がない場合は定期接種（1回のみ）の対象となります。

○検査・接種医療機関について
詳しくは、厚生労働省ホームページにてご確認ください。



○検査・接種費用

原則無料

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室

☎(84)0006（直通）

医療福祉費（マル福）受給者証の更新について～ひとり親家庭、重度心身障害者の方～

ひとり親家庭、重度心身障害者の方のマル福受給者証は6月30日までが有効期限となっております。受給要件を満たす方については、6月下旬（予定）に新しい受給者証を郵送します。

なお、次に該当する方は、これまでどおり役場窓口において更新手続きが必要ですので、7月末までに行ってください。

・転入された方や本人及び扶養義務者の所得が確認できない無申告の方

・受給者証の記載内容に変更がある方（被保険者証の変更等）

※更新の手続きが遅れた場合、手続きを行った月からの受給となりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965（直通）

令和4年度転作現地確認

今年度の現地確認については、経営所得安定対策直接支払交付金（転作交付金）の申請をした農業者の転作ほ場を確認させていただきます。第1回目の転作現地確認を6月1日㈪から6月30日㈮まで実施します。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により確認期間が変更になる可能性があります。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582（直通）

空き地の適正な管理をお願いします

空き地に雑草や枯草が繁茂すると、害虫や火災が発生しやす

くなったり、ごみ等の不法投棄を招いたりします。

町では、良好な環境を保全するために、「五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例」を定めています。

空き地の所有者（管理者）は、雑草の刈り取りを行うなどして、土地の適正管理に努めていただきますよう、よろしくお願ひします。

○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G

☎(84)3618（直通）

消火栓使用時・使用後には水質異常が発生する場合があります

火災等により消火栓を使用した場合に、水道管内の水の流れが急激に速くなることで、水道管内部のサビ等が剥離し、一時的に水質異常（着色・濁り・臭気）が発生する場合があります。その際は、飲用を控え、上下水道課まで連絡してください。

また、水質異常時には、その改善のため排水作業を実施いたしますので、ご理解、ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

上下水道課 水道G

☎(84)3000（直通）